

土壌汚染対策、優良事業者に認証



環境省は土壌汚染対策業者に対し、新しく認証制度を導入することを決めました。2003年の土壌汚染対策法施行以降、関連事業には新規参入が相次ぎ悪質な業者も少なくなく、新制度を通じて優良な業者を選別し、国内の土壌汚染対策を健全なものにすることが目的です。2008年度までに評価基準をまとめ、これをもとに土壌調査や浄化を手掛ける業者を評価し格付けを行います。

2007年度までに全国の関連業者の実態調査を実施、2008年度までに評価基準や評価方法、表示の仕方などをガイドラインとしてまとめていきます。評価の目安として「土壌汚染にかかわる技術者の数」「調査・浄化の受注数」「費用や事務処理の透明性」などが現状では考えられています。

評価・格付け作業は民間評価機関に委ね、優良業者に選ばれると国際標準化機構(ISO)のような特定マークなどを表示できるようにします。同省は「この仕組みで優良業者の育成が進む」(土壌環境課)とみています。

土壌汚染対策法は2002年5月に制定され、「土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等によって、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること」を目的としています。大気(1968)や水質(1970)といった媒体に対する法の整備と比べて、土対法が遅れた主な理由のひとつには、土地が一般に私有財産であることがあげられます。また、土壌中の汚染が見えにくく土壌汚染状況調査がなされて初めて汚染が顕在化することが多いことなどから、工場跡地の再開発・売却時といった機会を捉えた土壌調査が急増してきた近年になって、土壌汚染が顕在化してきたこともあります。

当社ではVOC、有害金属、農薬類、油など土壌汚染調査およびコンサルティングには多数の実績があります。土壌分析に関しましては、ぜひ一度ご相談ください。

資料 2006年6月8日付 日本経済新聞
2005年8月4日付 EIC ネット

機器分析箇所 有賀久枝